

2024 年度

社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 歳末たすけあい・地域福祉活動募金
歳末たすけあい地域福祉・ボランティア活動助成 申請のてびき

本助成は、『歳末たすけあい・地域福祉活動募金』を財源に「歳末たすけあい地域福祉・ボランティア活動助成」として、ボランティアグループや福祉団体の活動へ配分するものです。

複雑・複合化する福祉課題の解決に向けた活動や、たすけあい・ささえあい活動により、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進を目的とします。

1. 助成対象団体

町田市内で活動する住民主体のボランティアグループ・非営利活動団体

2. 助成対象事業・助成金額

種別	助成対象事業	助成金額
活動配分	・ひろく町田市民を対象とした、地域のささえあい活動(福祉活動・まちづくり活動・ボランティア活動)につながる事業。 ・継続申請可能。 ・事業に対する配分であり、複数事業の申請可能。ただし、申請は1団体3事業までとし、各事業内容の違いが明確であること。	1事業 5万円以内
特別配分	・社会的課題や地域課題解決のために行い、効果が期待できる事業。 ・事業総額の1/5以上の自己資金があること。 ・事業に対する配分であり、複数事業の申請可能。ただし、申請は1団体3事業までとし、各事業内容の違いが明確であること。 ・継続申請不可。	1事業 10万円以内

【主な事業例】

- ボランティア育成事業
- 地域福祉に関する実態調査
- 福祉的ニーズに対する見守り、地域交流事業、学習会等
- インフォーマルな地域福祉活動

※助成対象外事業

- ① 町田市民を対象としていない事業
- ② 町田市外で実施する事業
- ③ 新規の参加者を募集せず、既存の会員のみを対象とする事業
- ④ 夏祭り・クリスマス会等の年中行事
- ⑤ 営利活動、政治活動・宗教活動に関わる事業
- ⑥ 介護予防や余暇親睦を目的とした事業
- ⑦ PR、調査、報告で終始する事業や記念事業
- ⑧ 行政等から委託を受けている事業
- ⑨ 他から助成を受けている事業

3. 助成対象経費

助成対象となる経費の項目は以下のとおりです。

支出科目	内容
事務費	用紙代、文房具代、材料代など
印刷製本費	チラシ・ポスター・資料の作成費、印刷費、コピー代など
通信運搬費	通信や郵送等、活動の連絡にかかる費用
使用料及び 賃借料	会場使用料(使用にかかる設備費)など
損害保険料	行事保険など ※ボランティア活動保険のような個人の保険は対象外
諸謝金	講演やセミナー時における外部講師に対する謝礼金 ※ 申請団体の構成員に対するものは除く ※ 必ず領収書に氏名・印鑑を押したものを提出
消耗品及び 器具什器費	消耗品・備品費など事業に必要なもの

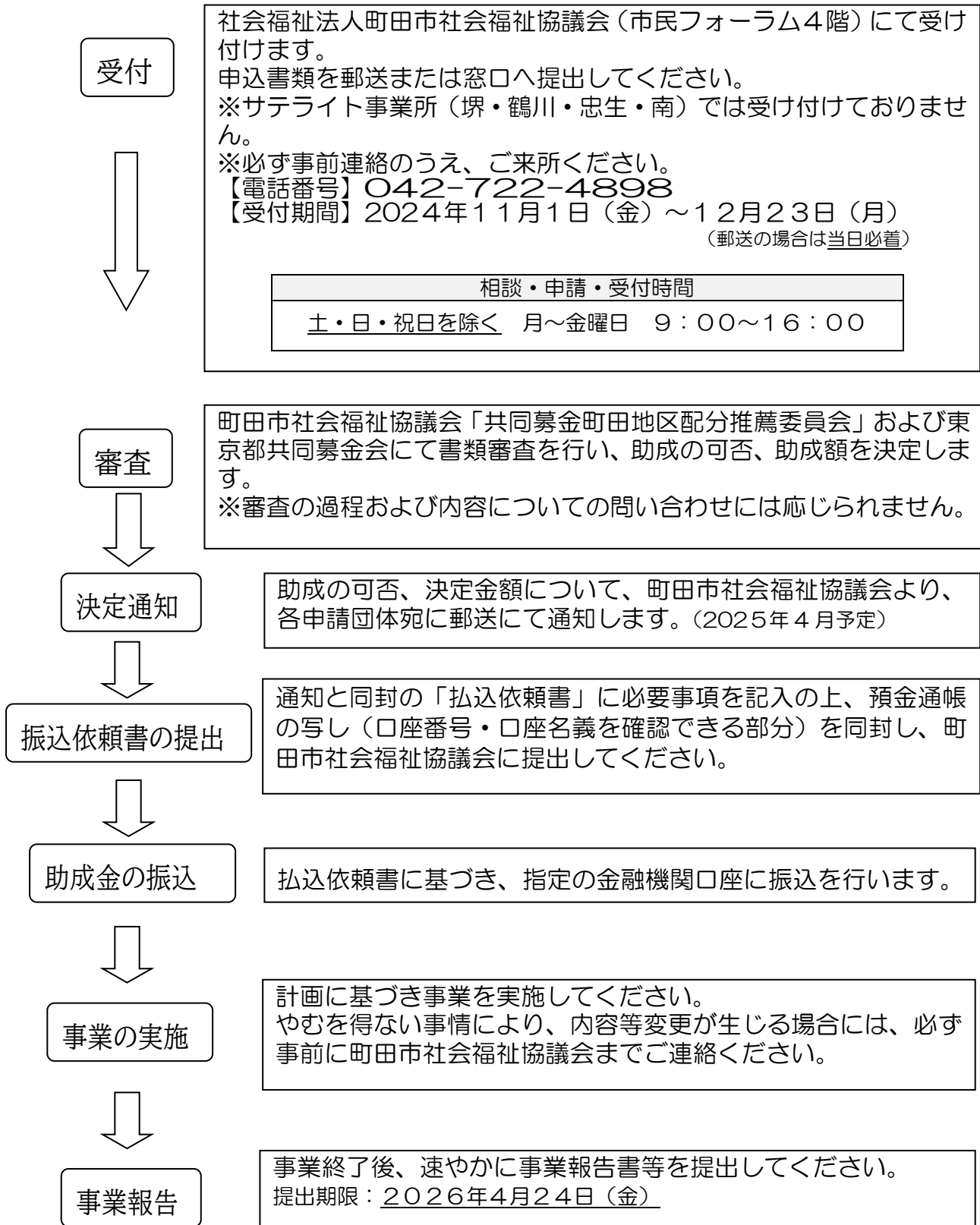
支出する際の注意事項について

- ・必ず領収書等(レシート可)を受け取ってください。
- ・領収書等には、「但し書き」を明記してください。

【助成金の対象経費とならない例(参加費や自主財源を使用してください)】

支出科目	内容
飲食費	飲食に関する経費全般
経常経費	グループ・団体の運営に関する経常経費 ※家賃、光熱水費、人件費、交通費など
見舞金	慶弔見舞金など
景品購入費	記念品代や景品代など

4. 申請手続きの流れ



(1) 申込書類

申請する団体は、次の①から③の書類を提出して下さい。

書類は町田市社会福祉協議会ホームページからもダウンロードできます。

- ① 歳末たすけあい地域福祉・ボランティア活動助成申請書
※助成種別によって、申請書が異なります。
- ② 2024年度地域歳末たすけあい運動 地域福祉活動費(2025年度使用分)
計画明細書(申請書裏面)
- ③ 団体の活動が分かる資料(団体の予算書・決算書、事業計画書、事業によっては見積書等)

(2) 提出方法

郵送または直接持参のうえ、町田市社会福祉協議会までご提出ください。

※サテライト事業所(堺・鶴川・忠生・南)では受け付けておりません。

(3) 申請受付期間

郵送:2024年11月1日(金)~12月23日(月)(※当日必着)

来所:2024年11月1日(金)~12月23日(月)

土・日・祝日を除く 月~金曜日 9:00~16:00

※必ず事前連絡のうえ、ご来所ください。

※書類作成に時間がかかりますので、余裕をもってご準備ください。

(4) 助成決定まで

町田市社会福祉協議会「共同募金町田地区配分推薦委員会」および東京都共同募金会にて厳正な審査・選考のうえ、助成可否及び助成金額を決定します。

審査の結果については2025年4月上旬までに申請団体に通知します。

助成が決定した場合には、5月下旬に助成金を交付予定です。口座振り込みとなります。

※審査の過程および内容についての問い合わせには応じられません。

(5) 事業実施の報告

助成事業を全て終了後、速やかに以下の書類をご提出ください。

- ① 歳末たすけあい地域福祉・ボランティア活動助成 事業報告書
- ② 2024年度 地域歳末たすけあい運動 地域福祉活動費(2025年度使用分) 結果明細書
- ③ 領収書(コピー可)

※提出締切:2026年4月24日(金)

5. 審査の基準

審査基準は以下の通りです。

(1) 事業目的

- ・広く町田市民を対象とした、地域のささえあい活動(福祉活動・まちづくり活動・ボランティア活動)につながる事業であるか。
- ・実現可能な事業内容であるか。

(2) 申請事由

- ・助成終了後も事業継続できるよう、自主財源の確保等の取り組みが認められるか。
- ・本助成金の配分を前提とした活動になっていないか。

(3) 開かれた事業

- ・他団体との連携が図れているか。
- ・地域に開かれた事業になっているか。
- ・広報活動またはそれに類することを実施しているか。

6. 助成の明示及び表示

当該事業実施の際は、市民に対し本助成金を使用している旨、周知をお願いします。
※例えばチラシ・ポスター・広報紙などの印刷物に「歳末たすけあい配分事業」と明記していただくなど。

7. その他

- (1) 助成を受けている団体に対し、本助成事業の PR のために、広報用記事取材等の依頼をする場合があります。
- (2) 申請内容に偽りがあった場合や、不正な方法で助成金の交付を受けた場合、また、申請内容と相違する使用方法などがあった場合は、取り消しや返還を求めることがあります。
- (3) 助成決定後、やむを得ない事情により、事業中止や事業内容の変更が生じる際は速やかに下記までご連絡ください。

お問い合わせ・申請先

社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 地域福祉課
〒194-0013
町田市原町田4-9-8 町田市民フォーラム4階
TEL 042-722-4898 FAX 042-723-4281